

日薬業発第411号  
令和4年1月28日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会  
副会長 田尻 泰典

誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備について（その5）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標題の件につきましては、令和3年12月27日付け日薬業発第362号ほかにて  
お願い申し上げたところですが、今般、オミクロン株の発生及び感染者の急増等  
により抗原定性検査キットの供給に優先付けがなされたことを受け（本日付け日  
薬業発第410号参照）、別添のとおり事務連絡が発出されておりますのでお知らせ  
いたします。

<別添>

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」  
の取扱いについて（令和4年1月27日、内閣府地方創生推進室、内閣官房新型  
新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）

※ 無料検査事業に係る情報については以下のページを確認いただくほか、都道府県と緊密に連携をお取り  
いただくようお願いいたします。

- ・内閣官房「国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復」ページ

<https://corona.go.jp/package/>

- ・内閣官房・内閣府「地方創生」ページ

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 > 地方公共団体向け文書 > 1-3. 検査促進枠

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/jimurenraku.html>

事務連絡  
令和4年1月27日

各都道府県  
財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課  
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室  
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における  
「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

○ 検査キット等の行政検査への優先供給に伴う検査実施について

オミクロン株の発生及び感染者の急増等によるPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの需給ひっ迫に伴い、今般、厚生労働省より医薬品卸売業者やメーカーに対し、当面行政検査を行う医療機関や地方自治体への供給を優先すること、無料検査事業の検査については足もとの検査件数を続けられる抗原定性検査キットの供給に努めることを内容とした事務連絡が発出されたところです（厚生労働省令和4年1月27日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの適正な流通に向けた供給の優先付けについて」等）。

これに伴い、検査促進枠の対象事業における検査実施に必要な検査試薬・キット等の供給に一時的に不足が生じる可能性がありますところ、各都道府県において引き続き実績に応じて無料検査事業を継続できるよう、以下の取組を実施頂きますようお願いいたします。

- (1) 検査需要の高まりや検査キット等の供給状況を踏まえた適切な検査実施を確保するため、各都道府県においては、PCR検査等・抗原定性検査それぞれについて、都道府県内の1日当たりの検査件数を1月第二週（1月10日を含む週）における1日当たり平均検査実績の2倍以内として頂くようお願いいたします。

また、これによる1日当たりの検査件数の計画値を内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室に提出して頂くとともに、2倍超とすることが必要となる特別な事情がある場合については、事前に協議を行うようお願いいたします。

(2) 各都道府県においては、上記(1)による都道府県内の検査件数の範囲内で検査を実施するよう、新規に参入する検査拠点の必要検査件数にも配慮しつつ、検査拠点ごとに、検査実績等に照らし、1日当たりの適切な検査件数を指示して頂くようお願いいたします。

(3) 各都道府県においては、実施事業者に対し、次のとおり依頼頂くようお願いいたします。

- ・ 無料検査事業実施に当たっては在庫を優先的に費消することにより在庫の適正化を図って頂くこと <全実施事業者対象>
- ・ 新規の検査キット等の発注に際しては検査件数と在庫状況に照らし適切な規模とすること <全実施事業者対象>
- ・ PCR検査能力に余剰が生じた場合には、当該余力を行政検査に積極的に活用すること <衛生検査所たる実施事業者対象>

(4) 各都道府県においては、医療機関・地方自治体等が行う行政検査に必要な検査キット等が不足し、行政検査の実施体制がひっ迫している場合には、都道府県が無料検査事業の実施事業者として保有している在庫分についても行政検査に活用することを検討して頂くようお願いいたします。

本措置の適用は、来週前半を目安に可及的速やかに実施頂くこととし、PCR検査試薬等・抗原定性検査キットの需給ひっ迫が解消した時点において解除するものとします。

**【照会先】**

(1) 検査促進枠について

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・武田・岡田・矢部・西中

寺井・服部・鈴木・鈴木・山根

直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752